

第41回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成28年8月4日（木） 13:30～15:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、大橋洋一構成員、野村武司構成員、勢一智子構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成28年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番2：都市公園に設置できる施設に関する規制緩和（国土交通省）>

（高橋部会長）提案団体は現行規定で対応できないと考えており、確かに法令を厳格に読むと、躊躇することもあるのではないかと。そういう意味では児童館も地縁団体の会館施設についても、明示的に読める形で政令を改正していただけないか。

（国土交通省）地方公共団体からの問い合わせには、非常に幅広く読めると回答している。条文上、これらに類する施設という置き方をすることや、地方公共団体が条例の中で定められることとするなど、2段構え、3段構えで、地方公共団体の考え方で自由に公園の施設を解釈していただける形になっている。

周知徹底を図り、地方公共団体の方々が設置することができないと考えることがないようにしたい。

（野村構成員）都市公園法施行令で児童館は教養施設とのことだが、政令で挙がっている教養施設は植物園等であり、これは全て社会教育施設、所管で言うと文部科学省系の施設になっている。児童館は児童福祉法上の児童厚生施設だが、類するものが一つも入っていない。自治体がこれを教養施設として読むのは社会教育施設に類するものと読むのが自然で、児童福祉法上の児童厚生施設がここに入るのは少し想像しにくいのではないかと。

その意味では教養施設、社会教育施設、児童厚生施設という用語に齟齬があること自体が問題と考えるが、もし児童館を読めるようにするのであれば、ここに児童福祉法上の児童厚生施設に類するものを入れないと、実際に読める、問い合わせがあれば幾らでも答えるといっても、自治体は、なかなか読めないと思うのが常識ではないか。

（国土交通省）どういう法律に基づく、どういう性格の施設かという観点で法令を書き分けているということでは決していない。政令の体験学習施設は、一般的に非常に幅広く読める形で、子どもの環境学習や自然学習などができる、あるいはそれ以外の学習も含めてできるような施設を想定している。

（野村構成員）十分わかるが、結局ここに挙がっているのは、いわゆる文部科学省の所管の施設ばかりである。その意味で、厚生労働省が所管している児童厚生施設あるいはそれに類するものが一つも入っていないので、教養施設の中にそういうものは入らないと思うのが常識的理解ではないか。

（国土交通省）ただ、都市公園法施行令5条5項1号は必ずしも文部科学省系の施設だけではない。体験学習施設などは、子供の遊び場の役割も含め、様々なことが体験できるということで追加的に入れた施設である。

（野村構成員）体験学習施設は、生涯学習施設や社会教育施設に分類できないとしても、福祉系のもではないのではないかと。

（国土交通省）福祉系のものという意味ではない。

（野村構成員）児童館は、はっきりと児童福祉法の中に児童厚生施設という形で入っている。除外されるとは思わないとしても、入らないと思うのは常識なのではないか。

（大橋構成員）それだけ都市公園に対しての期待が強い。都市公園の本来の効用がオープンスペースから、社会的な期待や需要を受けて段々と多くなった結果、5条のカatalogが広がってきた。

結局、児童館や地縁団体の会館施設の設置は法令上問題ない。つまり、複合施設であっても、その一部が5

条に入るものであれば、都市公園法上問題ないということである。結論は同じところで合意ができているが、地方公共団体から見たときに、福祉系の施設を同条に含めて読めるのか。

一つは外形上の問題、もう一つは沿革的に、かつては保育所を初めとした福祉的な施設と都市公園には少し距離があったところが、最近、特区制度ができて、福祉的な施設が少し融合しており、今、実績としては児童館が入っている。

現在の都市公園法で言う都市公園の機能の中には、福祉的な側面のものも入る形で運用されているのであれば、それがわかる一つの象徴的なメルクマールとして、一つ児童館を書いていただくと、福祉的な側面のものも入ることが読める形になるのではないか。

(国土交通省) 公園施設は限定列举とはいえ、その他これらに類するもの、条例で定めれば置くことができる規定で、一つ一つの項目を非常に幅広く読んでいる。できればその範囲の中での対応を考えており、実際に多くの地方公共団体が集会所や会館、児童館等を設置している実情もあり、さらなる周知を図りたい。

(野村構成員) 逆に、児童館を入れたら広がりがあり過ぎる等の弊害が生じるのか。

(国土交通省) それは特にないと考える。

(高橋部会長) 今、児童館の問題が出ているが、集会所は政令の8号か。これは災害応急対策に必要な施設と読むのが普通で、地縁団体について幅広く読めるというのは、文言上、より厳しいのではないか。

(国土交通省) 8号については「並びに」の後で、「食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設」としており、「並びに」の前は独立した「展望台」と「集会所」を挙げている。この「集会所」を文字どおり読んで、多くの地縁団体の会館施設が設置されている状況である。

(高橋部会長) それでも集会所と読むのは厳しいのではないか。地縁団体の使用する施設を一律に集会所と読むのは、文言上は極めて厳しい読み方ではないか。

(国土交通省) 釧路市の提案も、地区会館は集会所と読めると解釈している。一般的に多くの自治体が、地縁団体の会館施設については集会所とそれほど紛れずに解釈している。

集会所は多くの人が集まる施設という一番広い概念であり、ほかのものを妨げていない表現である。地縁団体が設置する施設を含めて、一番幅広い表現の集会所という名称で記載している状況である。

(高橋部会長) 集会所は一般的に地域住民を含み、地縁団体だけが使うのはなかなか想定しがたいのではないか。

(国土交通省) 地縁団体が排他的に使うことは公園として問題があるため、地域の方々の利用を認めることや公園の管理と一体的になった形で、地縁団体は集会所を設置している。

(高橋部会長) 適用時に条件づけが必要であり、そういう意味では、当てはめに何らかの条件をつけ、解釈操作をしないと集会所としては読めない。かなり厳格に条例や条文を読む地方公共団体は、問い合わせすらしない可能性もあるため、文言的に正確に読める形で改正できないか。

もう一つは9号も条例委任とし、自治体がこれに準拠した形で幅広く読むのができることを明示するために、条例で定める施設をほかの1号から8号の並びで書けないか。条例で定める施設は全部入っているのか。

(国土交通省) 入っているものと入っていないものがある。2条2項の1号から9号までの組み立てという形で言うと、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設というカテゴリーが厳格につくられるものが1号から8号という形になっており、9号はその他のもので、都市公園の効用を全うする施設という本則に戻る書き方をしている。9号を条例委任すると、ほとんど何でも受ける形になってしまうこともあり、政令の5条8項で地方公共団体が条例で定める施設はなかなか書きにくい。

(高橋部会長) ただ、条例委任の中でも、1号から8号までに準ずるものという縛りはかかるのではないか。あくまでも、それから全く外れる施設は条例では書けないのではないか。

(国土交通省) そうかもしれないが、組み立てからいうと、9号のところにその他、条例で勝手に決めてくださいというような書き方は適切ではないのではないか。

(高橋部会長) 勝手にではなく、1号から8号までに準拠する形で書いてくださいという言い方が可能かどうかという話である。法令を厳格に読もうとする自治体ほど制約がかかってしまうので、そういう自治体のことを考えると、正確に法令で明文化するか、もしくは準じた形で条例委任するというやり方でできるかどうかを検討いただけないか。

(大橋構成員) 少し違う視点だが、児童館や地縁団体の施設を認めないという結論で政策を立てるのだったら、条文の解釈で頑張るってぎりぎりやったらいいと思うが、現行法の解釈や運用では、これらを既に受容している。

都市公園は、児童福祉や地域のコミュニティーに係る他の行政分野に相当協力しており、コンパクトシティ

の施策の中でも、ある程度人が集まるところの中核のオープンスペースとして、橋渡しをする機能を今、現実
に果たしている。典型的なものは政令のカタログで挙げて、宣伝されたほうが良いと思う。ニーズが高いもの
を具体的に挙げるのは、政策の進め方としても良いのではないか。

(国土交通省) ありがたい指摘である。集会所はかなり幅広く読める形にしており、詳細に書くと、広く受けと
めてきたものが逆に制約される部分も出てきてしまう危惧がある。特に集会所はそのままにしたほうが、地方
公共団体も運用しやすいと考えている。不明瞭であれば、周知をもっとしっかり図りたい。

(高橋部会長) 括弧書きで含むと書けば、限定されないのではないか。地縁団体が設置するものも含むと括弧書
きで書いてはどうか。

(小早川構成員) それ以外の、括弧書きにないものが、逆に冷遇されてしまわないかという問題はある。

(高橋部会長) まだ1次ヒアリングであるので、うまく解決できる方法を少し事務局とも調整しながら、お互い
に2次ヒアリングに向けて議論を重ねていきたい。

<通番3：防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和（国土交
通省）>

(高橋部会長) 今回の提案における便所について、特別の事情を適用する具体的な事例が想定しにくいという
理由をもう少し具体的に御教示いただきたい。

(国土交通省) 下水道法の特別の事情は、水質上問題ないものを流す場合である。便所については、今まで
許可された事例があると聞いていないため、具体的な事例が想定しにくいということである。

災害時に仮設で対応する場合は、そもそも適用除外に現になっている。公共下水道の排水区域内にもか
かわらず、後で新たに便所を設置する場合にも、公共下水道ではなくて合併処理浄化槽でやらなければい
けない場合は想定しにくいということである。

(高橋部会長) 実態上、内容が理解できないという御趣旨か。

(国土交通省) そのとおり。提案において、下水道は災害時に壊れて復旧が難しいということが事由に挙げられ
ているが、そんなに復旧に時間はかからない。

4月の熊本地震で下水管が10カ所破断したが、上流側のマンホールと下流側のマンホールを仮設の配管で直
ちに応急復旧しており、実態として、下水道が地震に弱くて、下水道が壊れてトイレが使えなくなるというよ
うな事態は生じていない。

(高橋部会長) 熊本地震だけでは、我々は全く納得できない。様々な態様の地震について、現在の下水の安全性
で全て対応できるのか。

(国土交通省) 対応できている。熊本だけではなく、東日本大震災においても、仙台市の下水処理場が津波で壊
滅的な被害を受けたが、沈殿、消毒という最低限の処理機能は確保できており、結果として下水道が壊れてト
イレが使えないという事態は生じていない。

(高橋部会長) 過去に一例もないということか。

(国土交通省) そのように承知している。

(高橋部会長) 熊本だけを御紹介いただいたが、過去に中越等で複数の大きな地震があった中で、本当に下水機
能が失われていないということについては、少し詳しいデータを御紹介いただきたい。

(国土交通省) 承知した。可能な限りデータを取りそろえてお出ししたい。

(高橋部会長) 例えば富山で想定される液状化について、過去の延長線としてではなく、特殊な事案についても
対応できると考えているのか。

(国土交通省) 壊れないようにするハード対策だけではなく、壊れた後のソフト対策も含めて対応できると考え
ている。

(高橋部会長) 壊れた後のソフト対策まで含めてというと、合併処理浄化槽をポイント的に設置したいという提
案には、少し説得力が薄れる気がするが、その点御教示いただきたい。

(国土交通省) 下水道が液状化等で全く壊れないとは申し上げにくい状況だが、合併処理浄化槽も同じ地中構造
物であるため、下水管が壊れる事態の場合に、浄化槽が壊れないということはありません。

(高橋部会長) ただ、下水管が壊れた場合には、影響が広域化するのではないか。

(国土交通省) 壊れたところは仮設の配管で過去対応しており、広域的な影響は及んでいない。

(高橋部会長) 合併処理浄化槽のほうがリスク分散できやすい施設と思われるため、本当の優劣は、技術的に少

し精査しないとわからないのではないか。

(国土交通省) 確かに優劣は、浄化槽と下水道の違いとしてある。市街地等の人口密集地域は下水道で整備をして、周辺部の人家がまばらなエリアでは合併浄化槽ということで、すみ分けをして整備をしている。

計画段階で役割分担をした上で下水道を整備して、下水道を整備した上にさらに浄化槽を設置するのは、二重投資ではないかと考える。

(高橋部会長) 確かに二重投資ではあるが、これは大規模災害時のリスク対策である。仮に、下水について液状化で広域的な被害が及んだ際のリスクを回避する手段として、合併処理浄化槽を新しく設置する必要があるのであれば、地域を限定して認めることもあり得るのではないか。

(国土交通省) 二重投資が発生しない中で、下水道としてリスク対策を考えており、施設の耐震化とあわせて、万が一被災した場合の応急対応というものをセットで考えていくべきである。

(高橋部会長) 全国一律ではない。全国的にすみ分けをして、効率的に整備をする国土交通省の政策に異論を差し挟むつもりはない。

富山のような特殊な地層構造の中で、液状化で広域的な被害が起きたときのリスク分散として、ピンポイント的に、ある種の公共施設については合併処理浄化槽を追加的に設置したい場合に、できない理由をデータとして積極的に示したい。次回までに御教示いただけないか。

(国土交通省) 過去の地震対策のデータは整理して出すが、二重投資は回避する中でリスク対策を考えるのが基本である。

制度論について、下水道は事業主体である地元市町村が排水区域を告示すると、その法律効果として、下水道管への接続義務が生じる。原則、排水区域には接続義務が生じるが、特別な事情がある場合には個別具体的に事情を勘案して、下水道管理者の裁量で除外できるというのがただし書きである。

これは平成13年の安倍川製紙事件において、事業者が浄化した工業用水の水質が非常に良いのに、静岡市が接続義務を免除しなかった。東京高裁の判断として、公共下水道の接続義務は公共水域の水質の確保が本質であり、公共下水道管理者は公共水域に対する保全ができるかをチェックした上で、許可を決めるべきであるのに対し、申請を全くチェックしなかったのは違法であるとして不許可が取り消された。

実際に例外を認めているのはプール、冷房などの間接冷却水、工程排水、湧水等であり、本提案の事例についてはニーズを把握していなかった。ただ、もともと合併浄化槽があり、そこに新しく下水道区域が設定された場合、下水道に接続する費用等がかかるので、一定期間を猶予するために、特別の事情による許可を与えた事例はある。

壊れた後の復旧に浄化槽を使った方が早いのではないかという部分については、応急仮設建築物等で例外を認めており、平時からとなると、排水区域を外せばよい。下水道の事業主体は市町村であり、市町村からの要望は今まで聞いたことがなかったので、少し戸惑っているというのも正直なところである。

(高橋部会長) 排水区域は、包括的に設定しなければならないのか。

(国土交通省) 下水道を整備して、使える状態になったところを告示したエリアが排水区域、下水道の処理区域である。告示をもって接続義務がかかるというたてつけである。

(高橋部会長) そのときに排水区域を一部だけ抜くのは、観念上あり得ないことか。

(国土交通省) 下水道を整備したエリアは、下水道を使っただけを前提に整備をして、整備をした後に排水区域として告示するので、整備を抜きに排水区域を設定することはあり得ない。

(高橋部会長) それは運用上あり得ないのではなくて、法制上あり得ないという話か。

(国土交通省) 法律上、排水区域は下水道が通ったところであり、排水区域の設定時に、例えば道路を隔てて、もしくは住戸によって、開発したところだけで線を引くことは概念上当然あり得るし、それで運用している。

(野村構成員) 提案団体は、下水道の耐震化を順次実施している。耐震化工事が完了するまでに結構な時間と予算がかかるので、地域の実情に応じて排水区域であっても合併処理浄化槽を設置したいということである。

合併処理浄化槽は微生物によって汚濁物質を分解する浄化槽の構造上、常時使用しないと機能しなくなるので、下水道と並列に設置したいと考えたが、法律の障害があってできないということである。特殊事情があるのがこの提案だと思うが、対応は難しいのか。

(国土交通省) 特殊事情を理解できない部分がある。下水が壊れた際の復旧に当たっては、場所によって合併処理浄化槽のほうが早い場合もあるとのことだが、現行法令でも特別の事情により、公共下水道管理者が許可を

すればいいことで、下水道法 10 条 1 項のただし書きはそのためにある。

(高橋部会長) 壊れた場合ではなく、壊れることを慮っての話である。

(野村構成員) 耐震化が進んでいないのでということである。

(国土交通省) ニーズがあるというのがまず認識として違い、県も流域下水道は整備するが、個別の下水道は原則として市町村が整備するので、そこに合併処理浄化槽をつくりたいというのは、避難施設をつくりたい主体が合併処理浄化槽にしたいというニーズと理解してよいのか。

(高橋部会長) 事務局、どういう提案の趣旨か。

(五嶋参事官) 下水道も整備をしつつ、合併処理浄化槽を機能させるためには、常時活用していないと機能しないので、それもあわせて避難所等に整備をしたいというのが提案団体の主張と理解している。

(国土交通省) 富山市の公共下水道区域だと思うが、富山市から話は出ているのか。

(五嶋参事官) 富山市は確認が必要だが、上越市等の市町村からも追加共同提案が出ており、ニーズはあると理解している。

(野村構成員) 二重のセーフティネットをつくらうとすることを妨げる理由はあるのか。

(国土交通省) 法律としてはただし書きがあり、非常時は別として、平常時から公共水域の水質の確保が下水道と変わらず図れるかについて、公共の下水道管理者が比較考量で決める。特に富山県は神通川があり、イタイイタイ病等が発生し、本来は非常に敏感な地域だったはずである。

水質の確保で、合併処理浄化槽のほうがいいという例は今まで聞いたことがないが、そういった例が本当に具体的にあるのであれば、このただし書きの適用は当然検討されるべき話と考える。

(高橋部会長) その場合、建築基準法はどうか。

(国土交通省) 今のところ需要があるとは考えていないが、仮に需要があり、下水道からやってくれという議論があれば対応も考える。本当の災害時ではなく、予備的に、ある意味で言うと二重になってもいいという判断の場合か。

(高橋部会長) 二重というより、ピンポイント的であり、全国的な施策としてではない。

(国土交通省) それは当然のことだと考えている。

(高橋部会長) 少しニーズをお互いに検討し合って、その上で実質的なところも意見交換しながら 2 次ヒアリングに向けて準備をしていきたい。事務局、そんな形でよろしいか。

(五嶋参事官) 構わない。

(大橋構成員) 下水道の耐震化の進捗状況のデータはいただけないか。今、議論しているのは、一回下水道を敷き終わった後に、その耐震化を進めていくという施策展開のスピードに濃淡があると言う前提の中で出ている話なので、進捗状況との関連で、提案団体も提案しているところがある。そこも少し精査したいと思うので、関連のデータをいただきたい。

(高橋部会長) そのデータもあわせてお願いします。

<通番 4 : 既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、階段基準を住宅と同じ基準に見直し (国土交通省) >

(高橋部会長) 告示の改正を検討いただき、感謝する。検討はどのように行われるのか。

(国土交通省) 基本的に階段の勾配が少しでもきつくなれば、それだけ危険率が高まる。階段は、住宅の中で事故が多い場所である。学校のときのように、勾配を少しきつくしたときや人数を多少加えたときに、手すりの有無で、実際の昇り降りの形態がどうなるか、主に想定される利用者の歩行性能を横で専門家に見ていただく。

そういう条件を組み合わせると、勾配がきつくなっても、手すりがあることで安全性がそれほど下がらないのかを小学校のときは検証して、一定程度の勾配までであれば手すりでも十分代替できている検証結果を得て、改正した。今回も基本的には同じ形の試験をした上での改正を考えている。

(高橋部会長) スケジュールは、どのように考えているのか。

(国土交通省) 試験自体は年度内で考えているが、試験の結果により、もう少し精密にということはある。

(高橋部会長) 告示での対応という話だが、平成 26 年の国土交通省の告示、709 号を改正するのか。

(国土交通省) そのとおり。

(高橋部会長) ただ、これは規制の基準でもあるので、一般的にこういうものは政令で取り込んだほうがよいように思うが、政令で取り込むのは難しいのか。

(国土交通省) 取り込む必要がない。これまでに政令 23 条を改正して、4 項を追加している。今回のような需要

- が出てくることを想定して、安全性が同等以上というのを規定している。それに基づいて学校もやっており、まさしくこのために用意された政令に基づいて、告示をすることになる。
- (野村構成員) 告示の709号で以前、小学校に関して対応したとのことだが、例えば住宅の基準をグループホームに適用する場合に、どういう形の告示になるのか。具体的な文言ではなくてもいいが、ご教示いただきたい。
- (国土交通省) 要するに寄宿舎に相当することになるので、寄宿舎の階段についての告示ということになる。
- (野村構成員) そうすると、寄宿舎というカテゴリーでの話か。
- (国土交通省) 寄宿舎だけか、寄宿舎類似のものまで含める必要があるかは、実験の状況を踏まえて考えることになる。寄宿舎も、多人数が使う寄宿舎もあるが、今回の提案は住宅の転用ということで、それほど多くの人が使わないこともある寄宿舎である。多くの人が迅速に階段をおりられなければいけない事案と、少数の人が階段をおりる事案では、当然、安全性の確保の状況は違う。条件は整理するが、提案に基づいてやらなければならないと考えている。
- (野村構成員) 地方公共団体では空き家対策等、既存の住宅を利用した様々な形態の取り組みがなされている。あるいは寄宿舎かもしれないが、例えば避難所や子供が逃げてきたときの宿泊施設、子供のシェルターが今、児童自立援助ホームの枠組みでつくられている。住宅を借り上げる形で、自立援助ホームの補助金の枠組みでそれを設置することが都道府県のレベルで問題になっていたり、ニーズがあったりする。
- 既存の住宅をほかのものに転用する、公共的なものに転用するのは、様々な形で出てくると思うが、告示の709号の小学校と同じような形で、それを追加されていく予定はあるのか。
- (国土交通省) ある程度、用途の範囲を考えないと実験に膨大な時間がかかり非効率になる。もちろん要望が来たら検討するが、その際は今までの実験が適用できるのであればそのままやり、適用できないのであれば新たな実験が必要である。
- (野村構成員) 趣旨としては、住宅を転用するニーズは意外とあるのではないかということである。
- (国土交通省) それはそのとおりである。空き家対策もやっているが、特定された多数の者が降り慣れている階段と、不特定多数の者が使う階段は当然違い、人数も違う。それから避難弱者か、元気な方かというのでは全然違う。既存ストックの活用は大事だが、階段は事故が多い場所ではあるので、一定の限界は当然ある。
- (大橋構成員) 先ほど手すりの話が出たが、検討いただく場合はハード面の見直しだけか。人数や利用者の一般的な性状、どういう使われ方をするかでかなり状況が違う。場合分けして、一定条件の下だったらできるという形で考えるなど、ハード対策プラスソフト対策や条件づけ、組み合わせの検討はするの。
- (国土交通省) 建築基準法自体、基本的には物の法律である。物の法律なので、使用制限をかけて、例えば60歳になったらその建物を出してもらわなければならないということを基準法のほうで書くことはできない。ある程度典型的なものを想定しながら基準を書いていかなければならないので、余り細かく条件づけをすると、建物の利用を阻害する面が出てくると思っており、その幅を許容できるものということで、基準を定める。
- そのようなことを念頭に置くと、当然そのための規模、例えば階段を使う2階の部分の規模がどのぐらいか等を物のところである程度対応関係で考えるので、それを想定して決めていく。
- (大橋構成員) 典型的な物の基準と、個別に少し柔軟な対応が可能になる余地を残すことができないか。
- (国土交通省) 今、典型的に想定されているのは、手すりと表面の滑りである。それが一番適用しやすく、安定的に状態を維持できるものだとして認識している。もちろん、それ以外にアイデアがあればどんどん取り入れて、それに合わせての実験を考えたいが、今はこれが一番確実であるし、物の法律であり、長期にわたってその状態が維持される必要がある。
- (大橋構成員) 先ほど告示の話が出て、政令で定めるまでもないということだったが、この基準自体が相当の年数たっている中で、基準が前提としている状況の変化を踏まえた見直しは、具体的にしているのか。それほど変化が大きくなり安定的なものであれば、政令できちんと書いて示すやり方のほうが望ましいのではないか。
- (国土交通省) 人の体と階段の勾配の話であり、それほど急速に何か世の中が変わっていくというものではない分野ではある。ただ、具体的に、例えば新しい昇降用の補助器具が出てくることがあれば、当然ながら速やかに改正を検討することが必要だと思っている。そのために政令で基本のところは書き、その代替的なものについては、告示で柔軟に対応する形で法制的にも整理をしている。
- (高橋部会長) 基本的には年度内に実験をし、条件を確認した上で告示を改正していただくという方向で考えているとのことと理解した。その辺を含めて第2次ヒアリングに向けて議論させていただきたい。

<通番36：公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和（国土交通省）>

（高橋部会長）具体的な議論のスケジュールや議論の状況をお聞かせいただきたい。

（国土交通省）借地借家法28条の正当事由の特例ということになるので、借地借家法を所管している法務省と相談をしながら検討をしているところ。有識者の意見の3番目のところに、今の現地建替よりも、例えば安全性の問題とか、いろいろところで納得の得やすいものはどのようなものなのか、4番目のところで、そもそも集約をする妥当性やそのチェック体制についても勉強会で議論があったと聞いているので、政府全体としての結論を得るように努力しているところ。

（高橋部会長）国土交通省の担当部局と法務省の間で相談中ということか。

（国土交通省）然り。関係省庁の中で相談中。

（高橋部会長）関係省庁とは国土交通省と法務省か。

（国土交通省）基本的にはその2省である。

（高橋部会長）3つの方向性の中でどのあたりを考えているのか。

（国土交通省）勉強会の際に、A案、B案、C案という形で示したと記憶している。そのうち、C案は判例の積み重ねであり、法改正ではないので、今のところは類型的特例を創設するというで出したのはA案。それについて、今の現地建替に比べて公益性、あるいは居住者の居住権を含めて、検討している状況である。

（高橋部会長）A案が可能かどうかという方向で御検討いただいているのか。

（国土交通省）基本的にはA案でいきたいが、このA案の中でどういう条件ならば成立し得るのかということ議論している。

（高橋部会長）昨年の閣議決定ではどのような書き方になっていたのか。

（国土交通省）資料の2段目のオレンジ色で囲ったところに、「平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」というのが閣議決定の内容である。

（高橋部会長）28年度中に結論を出すべく、法務省と意見交換の最中であるという認識でよろしいか。

（国土交通省）然り。

（大橋構成員）住宅地分科会のセーフティネット検討小委員会とは関係ないということか。

（国土交通省）セーフティネット検討小委員会は、むしろ民間の賃貸住宅なり空き家・空き室を使ってどのように公営住宅を補完したセーフティネットができるかという議論であり、公営住宅そのものの議論とは関係がない。

（高橋部会長）対応方針の中では、「事業主体等の意見を踏まえつつ、」と書いてあるが、これは何か一つの案が出たときには、事業主体から意見を聴取するようなことは予定しているのか。

（国土交通省）当然、事業主体の御意見も最終的には聞いていくべきだとは思っているが、まだその段取りまでは組んでいるところではない。

（大橋構成員）この検討をされるスタンスとして、今ある老朽化している公営住宅自体の危険度とか、あるいは老朽度に着目して、そのようなものの観点から考えるやり方に加え、全体的に公共施設の集約を考える、計画的な正当性を考える意味での制度設計を図るなど、多面的に問題意識を持ってA案をベースに考えているということか。

（国土交通省）現地建替の場合、建物の除却の必要性、土地の使用の必要性と、居住者の方の再入居される場所の同一性が確保されて、両方とも満たしているが、非現地の場合、土地の使用の必要性、建物除却の必要性をどのように確保していくのか、あるいは移った先の同一性なり居住の安定性みたいなものをどう確保していくのか、と主に2点について議論をしている状況。

（高橋部会長）28年中に結論を得るということになると、閣議決定に何らかの形で書き込まなければいけないということになるが、どのようにお考えか。

（国土交通省）もし法改正が必要であれば、最終的には法律の閣議決定というような形になるが、それが年内というにはなかなか難しいと思う。最終的な方向を何らかの形で示したいと思っているが、今のまさにその議論をしている状況で、進行具合によってはまた相談をしたいと思っている。

（高橋部会長）方向性ぐらいは示せるのではないか。

（国土交通省）当然、我々としてはそういう方向で考えているが、法務省とも相談しているので、国土交通省だけで決められる問題ではない。

(高橋部会長) 引き続き、どういう方向で閣議決定に盛り込むかも含めて、適切な結論、一致を見ていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

<通番40：公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化（国土交通省）>

(高橋部会長) 検討の手順はどのように考えているか。

(国土交通省) これも借地借家法28条の契約更新の拒絶との関係があるので、そこは十分に相談をしなければいけない。

(高橋部会長) 法務省と相談をするということか。

(国土交通省) 法務省とも相談している中で、制度的に可能かどうかという点について結論を得るように調整している状況。

(大橋構成員) 一律にというところが問題になったので、条例化を希望するところに動く余地を与えるような検討をぜひお願いしたい。制度の運用で突発的に支障が出るようなものは経過措置等で対応できるのではないかと思うが、いかがか。

(国土交通省) 基準を引き下げたときに、いつから適用するのかという議論は、当然検討していかなければいけない。

(大橋構成員) 技術的な行政運営で対応できるようなところは制度化を進める上で支障と考えずに進めてほしい。

(国土交通省) 特にそのような点は当然考慮しなければいけない点なので、検討はするが、現在その点が大きなネックとは考えていない。

(高橋部会長) 条例委任が難しいという話にはならないようにお願いするという趣旨だと思う。よって、条例委任の方向での検討をよろしく願います。これも28年中に結論を出すのか。

(国土交通省) 然り。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)